



山形県公報

平成24年8月21日(火)
第2370号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(健康福祉企画課) … 997
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) … 998
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(生産技術課) … 同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) … 999
- 土地改良事業の計画変更の認可……………(同) … 同
- 県道の供用の開始……………(置賜総合支庁建設総務課) …1000
- 都市計画の変更……………(都市計画課) … 同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会8月定例会の招集…………… 同

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(村山総合支庁地域振興課) …1001
- 指定管理者の募集……………(空港港湾課) … 同
- 同……………(同) …1002

告 示

山形県告示第836号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
特別養護老人ホームかけはし	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	鶴岡市民田字代家田99番地1	平成24. 4. 1
ショートステイかけはし2号館	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	鶴岡市民田字代家田99番地1	同
オープンハウス奏	通所介護 介護予防通所介護	鶴岡市藤沢字石渡15番13	同 5. 1

山形県告示第837号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年 8 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
紅梅荘指定居宅介護支援事業所
最上郡最上町大字向町1000番地
- 2 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
最上郡最上町大字向町683番地	最上郡最上町大字向町1000番地	平成19. 12. 1

山形県告示第838号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成24年 8 月 21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 漁業権者の名称及び住所
イ 名称 最上川第二漁業協同組合
ロ 住所 西村山郡河北町谷地字山王23番地 1
- (2) 漁業権の免許番号
内共第 6 号、内共第 7 号、内共第 8 号及び内共第 9 号
- (3) 変更の内容

第 4 条 第 1 項 の 表 中

最上川	東村山郡中山町大字長崎地内三郷堰頭首工から下流50メートルの地点まで
-----	------------------------------------

を

最上川	東村山郡中山町大字長崎地内三郷堰頭首工から下流50メートルの地点まで
	西村山郡河北町谷地地内谷地橋上流端から上流500メートル及び下流200メートルの地点まで

に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日
平成24年 8 月 21 日

- 2 (1) 漁業権者の名称及び住所
イ 名称 小国川漁業協同組合
ロ 住所 最上郡舟形町舟形122番地
- (2) 漁業権の免許番号
内共第11号及び内共第12号
- (3) 変更の内容

第7条第1項の表中

最上郡最上町大字法田地内最上白川水系西又沢
最上郡最上町大字赤倉地内小国川水系西の又沢

を

最上郡最上町大字法田地内最上白川水系東又沢
最上郡最上町赤倉地内小国川水系朝日沢

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日
平成24年8月21日

- 3 (1) 漁業権者の名称及び住所
- イ 名称 最上川第八漁業協同組合
 - ロ 住所 東田川郡庄内町肝煎字蟹沢52番地
- (2) 漁業権の免許番号
内共第16号
- (3) 変更の内容

第7条の表中 「酒田市山元地内田沢川ダム湖」 を

酒田市山元地内田沢川ダム湖
庄内町清川河川公園内に設置された魚道から上流及び下流それぞれ50メートルの地点までの立谷川

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行日
平成24年8月21日

山形県告示第839号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
日向川土地改良区
- 2 事務所の所在地
酒田市市条字村ノ前68番地の1
- 3 認可年月日
平成24年8月7日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第840号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業を行う者の名称
日向川土地改良区（土地改良事業計画（維持管理））
- 2 認可年月日

平成24年8月6日

3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第841号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年8月21日から同年9月3日まで縦覧に供する。

平成24年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢猪苗代線
- 2 供用開始の区間 米沢市本町二丁目628番1から
同 634番2まで
- 3 供用開始の期日 平成24年8月21日

山形県告示第842号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類
山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
(1) 追加する部分 なし
(2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧の場所
県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第11号

山形県教育委員会8月定例会を次のとおり招集した。

平成24年8月21日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成24年8月23日（木） 午後4時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
(1) 山形県立特別支援学校の小学部及び中学部における平成25年度使用教科用図書の採択について
(2) 山形県立高等学校及び特別支援学校高等部、高等部のみを置く特別支援学校における平成25年度使用教科用図書の採択について
(3) 平成25年度山形県公立学校教職員人事異動方針について

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 Yamagata 1
 - (2) 代表者の氏名
海谷 美樹
 - (3) 主たる事務所の所在地
東根市中央東三丁目2番54号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、主に山形県内において、地域の情報化推進活動に関する支援や情報資源のアーカイブ等を行い、地域の情報化推進および情報流通を軸とした地域活性化に寄与することを目的とする。

庄内空港緩衝緑地の指定管理者を次のとおり募集する。

平成24年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 庄内空港緩衝緑地
 - (2) 所在地 鶴岡市茨新田及び酒田市浜中地内
- 2 指定の期間
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
 - (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
 - (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
 - (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
 - (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
 - (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
 - (7) 法人等の代表者等に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
 - (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を選定し、代表となる法人等を選定すること。

ロ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成24年8月21日（火）から同年10月2日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所 山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所

郵便番号998-0112 酒田市浜中宇村東30番地3 電話番号0234-92-4123

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成24年9月3日（月）から同年10月2日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成24年10月2日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所に行うこと。

マリンパーク鼠ヶ関の指定管理者を次のとおり募集する。

平成24年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 マリンパーク鼠ヶ関

(2) 所在地 鶴岡市鼠ヶ関地内

2 指定の期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。

(6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

(7) 法人等の代表者等に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。

(9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を選定し、代表となる法人等を選定すること。

ロ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成24年8月21日（火）から同年10月2日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

イ 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2625

ロ 山形県港湾事務所港政管理担当

郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234-26-5635

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成24年9月3日（月）から同年10月2日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成24年10月2日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

平成24年 8月21日印刷
平成24年 8月21日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056